

## 公益社団法人日本海海難防止協会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益法人日本海海難防止協会（以下「本協会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 会費は以下の通りとし、正会員及び賛助会員は1口以上の会費を納入するものとする。

(1) 正会員

1口 年額 10,000円

(2) 賛助会員

会社及び団体 1口 年額 10,000円

個人 1口 年額 5,000円

(3) 特別会員 会費は徴収しない。

### (会費の納入)

第3条 会費は、原則として毎年4月に年額を納入するものとする。

2 中途に入会した会員は、入会承認の通知を受けたときから、速やかに納入するものとする。

### (会費の免除)

第4条 賛助会員は、第2条の規定にかかわらず、理事会が認める方法により本協会の事業に協力することにより会費の納入にかえることができる。

### (会費の使途)

第5条 会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

### (会費等の返納)

第6条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の半数以上の決議をもって行うものとする。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から適用する。

附則 この規程の一部改正は、平成18年5月29日から適用する。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。